

八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 八街市は、八街市立学校等において、外国語指導を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、外国語指導助手派遣業務受託者を選定するため、事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会の委員長及び構成員)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育部長
 - (2) 学校教育課長
 - (3) 八街市校長会が推薦する者2名
 - (4) 印旛地区教育研究会第4部会中学校外国語研究部代表
 - (5) 印旛地区教育研究部第4部会小学校外国語研究部代表
 - (6) 総務部総務課長
- 2 選定委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部長を、副委員長は学校教育課長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 選定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 6 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 8 その他選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(選定委員会の掌握事務)

第3条 プロポーザル方式による業者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定委員会は次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 業者を選定するための審査方法や審査基準などの決定
- (2) プロポーザル提出書類等の評価・審査及び業者の決定
- (3) その他必要な事項

(審査方法及び審査基準)

第4条 審査方法や審査基準の策定にあたっては、次の各号について留意するものとする。

- (1) 審査項目ごとに点数化して評価すること。
- (2) 審査項目は、業務の観点ごとに適切に定めること。

(3)審査項目ごとの配点は、業務の観点に応じて適切に定めること。

- 2 審査は選定委員会で行うものとする。ただし、提出書類に基づく参加資格の有無についての審査は、学校教育課で行うものとする。
- 3 その他、選定委員会において決定した審査方法及び審査基準については、実施要領により公表するものとする。

(事務局等)

第5条 このプロポーザル方式に関する事務局及び委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において担当する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行し、労働者派遣契約の締結日をもってその効力を失う。